

コトバのバリアフリーをめざす大運動を！

カナザワ フミカズ

わたしたちカナモジカイは、運動の3本の柱のひとつとして、「コトバのバリアフリーをめざす」ことをあげています。

わたしたちが「コトバのバリアフリー」を運動の目標としてかかげはじめたのは2001年のことですが、2006年に国連で「障害者権利条約」が採択され、2011年には日本でも障害者差別の禁止を盛りこんだ法律が成立しました。そして、それを具体化したものとして、2013年に「障害者差別解消法」の成立を見ました。

このことは、コトバや文字のバリアを取りのぞくのには有利な条件が整ってきたということです。視覚障害や読み書き障害のある人にとって、漢字や耳で聞いて意味の取れない漢語が高い壁であることを社会に訴えて、日本語の改革を進めましょう。カナモジカイの最終的な目標は、漢字を使わない世の中をつくることですが、総ルビ化も大きな前進です。

カナモジカイの仲間たちは、すでに活動を始めています。行政への働きかけや国会議員、地方議員への要請活動などを行っています。相当の手ごたえを感じているという報告が寄せられています。

しかし、どのように訴えたらいいのか分からないという声もしばしば聞こえてきますので、要望書のヒナガタを用意しました。十分には言いつくしていませんが、適当に直して、またはそのままでもお使いください。

ここで、強調しておきたいことがあります。上に書いたカナモジカイや協力者たちの活動は、実は“露はらい”であって、運動の主人公は、今、現に漢字に苦しめられている障害のある人たち自身でなければならぬということです。これは、必ず現実のものとなることでしょう。

うんえいいいん
(運営委員)

ようぼうしょ
要望書 ヒナガタ

ねん がつ にち
年 月 日

さま
様

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

ことば さべつ かいしょう ようぼう
言葉のバリアによる差別の解消について（要望）

わたしたち社会のすべての成員は、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることを目指していかなければなりません。しかしながら、障害のある人たちの存在を意欲していない慣習・文化が未だ根強く残っており、それが時に社会から障害者を隔てるバリアとなり、差別の要因となっていることも事実です。ここでは、そのひとつである言葉のバリアについての問題をご理解いただきたく、したためさせて いただきます。

1 日本語の表記は、通常、漢字とカナ（ひらがな・カタカナ）によって行われていますが、漢字やカナを用いることのできない視覚障害者には、十分とはいえなくても、点字による情報（書籍や資料など）が提供されています。しかし、視覚や知的能力は健常でありながら、読み書きの障害（ディスレクシア）があって、特に漢字の読み書きが不得手な人々への配慮が大きく立ち遅れています。これからは、少なくとも公的な場（広報誌の文章や公共施設での表示など）ではできる限りルビを振る、またはカナ

ひょうき はいりよ のぞ
のみで表記するなどの配慮が望まれます。

とく きょういく ば はいりよ きつきん かだい じどう せいと すう
特に教育の場での配慮は喫緊の課題です。児童・生徒の数パーセントには
よ か しょうがい さいきん けんきゅう あき よ か
読み書き障害があることが最近の研究で明らかになっています。読み書き
しょうがい じどう せいと さいだい なんかん かんじ しゅうとく ちてきのうりよく
障害のある児童・生徒にとって最大の難関は漢字の習得です。知的能力は
けんじょう かんじ よ こくご かいがい きょうか がくしゅう おお
健全であっても、漢字が読めなければ国語科以外の教科の学習にも大きな
ししょう しょう じどう せいと てきせつ はいりよ じゅうだい
支障が生じます。このような児童・生徒に適切な配慮をしないことは、重大
さべつ じんけんしんがい しょうがい こくぶく こんなん
な差別であり、人権侵害です。この障害は、克服することが困難なものとさ
れており、無理やり漢字を教え込もうというのは、科学的でも教育的でもあ
りません。

かんじ ちしき じゅうぶん じどう せいと
したがいまして、漢字の知識が十分でない児童・生徒であっても、すべて
きょうか むり まな かみ きょうざい
の教科を無理なく学ぶことができるように、紙やデジタルの教材、テストの
もんだい かんじ ぶ ようい
問題には、すべての漢字にルビを振ったものを用意するべきです。もちろん
おんせい きょうざい ゆうごう じぶん まな かみ
音声による教材も有効ではありますが、自分のペースで学べる紙やデジ
た じ きょうざい ひつよう にゅうがくしけんとう じゅうぶん はいりよ
タルの文字による教材もまた必要です。入学試験等においても、十分な配慮
おこな
が行われなければなりません。

2 ここで見逃してならない重要な点は、ただ単に点字やルビを振った文、
おんせい じょうほう りかい ことば かずおお
音声による情報にただけでは、理解できない言葉が数多くあるというこ
とです。それは漢字を見なければ意味が取れない「共創」「減容」「喫食」
たくい かんご いみ と ちが お どうおんいぎご
などの類の漢語です。さらには、意味の取り違えが起きやすい同音異義語も
あふれています。「私案・試案」「前文・全文」「好天・荒天」など。これらも
てんじ おんせい くべつ ことば しょうがい
点字やルビ、音声では区別することができません。このような言葉も、障害
ひと そんざい いしき てんじ よ みみ き わ
のある人たちの存在を意識して、点字やカナで読んでも、耳で聞いても分か
る（漢字の表意性に依存しない）言葉に置き換えていく必要があります。

はいりよ ひつよう どうじしゃ いしひょうじ ま
これらのことから、配慮を必要とする当事者からの意思表示を待つことな

ぎょうせい しゃかいぜんたい ことば さべつ かいしょう
く、行政をはじめ社会全体が、言葉のバリアによる差別の解消のために
せつぎよくてき とりく い じんりよく ようぼう
積極的に取組んで行けるようご尽力されたく、要望いたします。

ついき 追記

しょうがい かが がいこく こ おお
障害に関わることはありませんが、外国にルーツのある子どもの多く
がっこう べんきょう げんじつ ことば かべ
が学校の勉強でつまづいているという現実があります。言葉の壁がありま
す。日本語が分からなければ、学力がつかず、友だちもできません。人間と
にほんご わ がくりよく とも にんげん
して成長できません。これは本人だけの不利益ではなく、日本社会全体の
せいちょう ほんにん ふりえき にほんしゃかいぜんたい
不利益です。このような子どもにとっての最大の難関は、やはり漢字です。
ふりえき こ さいだい なんかん かんじ
きょうざい もんだい ふ どう はいりよ おこな
教材やテストの問題にルビを振る等の配慮が行われるべきです。

いじょう
以上

ようぼうしょ ゆうし かい さくせい
※ この要望書ヒナガタは「コトバのバリアフリーをめざす有志の会」が作成
したものです。

こうしき
※ P D Fにしたものがカナモジカイの公式サイト（ホームページ）から
ダウンロードできます。